

電子処方箋補助金仕入控除税額報告 Q & A

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

1. 電子処方箋補助金仕入控除税額報告について

Q 1 この報告はどういうものですか。周知はしているのですか。

A 1 昨年度交付を行った補助金について、仕入控除税額の確定後、返還すべき消費税があるかどうかを調べるものです。報告が必要なことは、交付要綱に定めているほか、交付決定通知書に交付の条件として記載しています。

Q 2 返還相当額なし（0円）の場合（簡易課税・免税等含む）でも報告は必要ですか。

A 2 補助金の交付を受けた補助事業者は返還相当額の有無に関わらず、必ず報告してください。（交付要綱第8条）仕入控除税額（返還相当額）は「0円」で報告してください。別紙の「仕入控除税額フローチャート」で報告手続きの内容を確認ください。

Q 3 個人事業主の場合も報告が必要ですか。

A 3 個人事業主か法人かに関わらず、すべての補助事業者が報告の対象です。

Q 4 報告はいつまで行えば良いですか。

A 4 後記のA12に記載した申告完了後、速やかに提出をお願いします。納税義務がない場合は納税義務がないことがわかった時点で速やかに提出してください。

なお、「R6 年度仕入控除税額報告カレンダー」を参考に、令和6年度補助金事業においては遅くとも令和8年5月末まで提出してください。

（例）【一番遅い事例】令和7年3月中旬に補助金交付を受け、令和8年2月で決算、令和8年5月に消費税申告を行った事業者（2月決算法人、納税義務あり）の事例

Q 5 期限内に報告できない場合はどうしたら良いですか。

A 5 報告できない理由を秋田県医務薬事課までご連絡ください。なお、本報告は補助金交付の条件となっておりますので、必ず提出いただきますようお願いします。

Q 6 店舗の担当者です。作成方法がよく分かりません。

A 6 報告書の作成には、法人の課税売上高（課税事業者か免税事業者か）の情報や、課税事業者の場合には消費税の申告書が必要です。本社の経理部門等に作成を依頼してください。

Q 7 複数施設を運営している事業者ですが、電子処方箋補助金の仕入控除税額に関する案内等は補助事業者のどの施設（本部、本店、店舗）に届きますか。

A 7 郵送で案内を行う場合は交付決定通知書を送付した開設者の住所に送付します。
E-mailで案内を行う場合は補助金申請を行ったアドレス宛に送付しますので、施設担当者が補助金申請を行った場合は、こちらに送付します。このような場合は、上記6のとおり本社経理部門等に案内の内容をお伝えください。

Q 8 補助金の交付を受けた施設は既に廃止していますが、報告の必要はありますか。

A 8 補助金の交付を受けた後、施設を廃止した場合も報告する必要があります。
複数施設を運営している事業者で一部施設を廃止している場合は、その施設分も含めて報告してください。

Q 9 店舗の譲渡を行っており補助金交付が申請区分「1」と「2」で別の事業者あてに行われています。どのように報告すれば良いですか。

A 9 補助金交付を受けたそれぞれの補助事業者が交付を受けた補助金について報告してください。

Q10 返還相当額なし（0円）として報告していますが、その後の手続きはどうなりますか。

A10 返還相当額なし（返還相当額「0」円）として報告いただければ、この手続きは完了です。（報告内容に疑義がある場合等に県から連絡する場合がありますのでご了承ください。）

2. 消費税確定申告に関連する項目について

Q11 確定申告をしています但し課税方式が分かりません。

A11 「簡易課税方式」・「2割特例適用」・「一括比例配分方式」・「個別対応方式」・「全額控除」のいずれかに該当するかは、別紙の「消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）のチェックポイント」で確認ください。

Q12 どの時期の確定申告に基づいて報告すれば良いですか。

A12 補助金交付日を含む課税期間に基づいて報告書を作成してください。

（例1）令和6年9月に交付を受けた事業者（3月決算法人、納税義務あり）の場合
・令和7年3月の決算後、消費税及び地方消費税の確定申告を所管税務署に行った後に、県へ仕入控除税額報告書を提出する。

（例2）令和6年11月に交付を受けた事業者（9月決算法人、納税義務なし）の場合
・補助金の交付を受け、補助事業を完了したのち、消費税及び地方消費税の納税義務がないことがわかった時点で速やかに県へ仕入控除税額報告書を提出する。

（例3）令和7年1月に交付を受けた事業者（12月決算法人、納税義務あり）の場合
・令和7年12月の決算後、消費税及び地方消費税の確定申告を所管税務署に行った後に、県へ仕入控除税額報告書を提出する。

（例4）令和7年3月に交付を受けた事業者（3月決算法人、納税義務あり）の場合
・令和7年3月の決算後、消費税及び地方消費税の確定申告を所管税務署に行った後に、県へ仕入控除税額報告書を提出する。

（例5）令和6年10月に交付を受けた事業者（個人、納税義務なし）の場合
・補助金の交付を受け、補助事業を完了したのち、消費税及び地方消費税の納税義務がないことがわかった時点で速やかに県へ仕入控除税額報告書を提出する。

（例6）令和6年12月に交付を受けた事業者（個人、納税義務あり、課税期間は1月1日から12月31日）の場合
・令和7年1月以降、消費税及び地方消費税の確定申告を所管税務署に行った後に、県へ仕入控除税額報告書を提出する。

（例7）令和7年3月に交付を受けた事業者（個人、納税義務あり、課税期間は1月1日から12月31日）の場合
・令和8年1月以降、消費税及び地方消費税の確定申告を所管税務署に行った後に、県へ仕入控除税額報告書を提出する。

上記の例の様に、交付時期と決算期（課税期間）により報告時期が異なります。

仕入控除税額報告時期の詳細は「R6 年度仕入控除税額報告カレンダー」をご参照下さい。

Q13 補助金の申請区分「1」と「2」の補助金交付日が同じ確定申告期間となっています。どのように報告すれば良いですか。複数店舗ではありません。

A13 確定申告期間が同じなので報告は1件で提出してください。その際に様式第3号（複数施設・申請一括報告用）を使用して2枚目の別紙に各申請の内容を記入してください。（1行目に申請区分「1」分、2行目に申請区分「2」分を記入する。）

（例）令和6年11月に申請区分「1」の交付を受け、令和7年1月に申請区分「2」の交付を受けた事業者（3月決算法人、納税義務あり）の場合

- ・令和7年3月の決算後、消費税及び地方消費税の確定申告を所管税務署に行った後に、県へ仕入控除税額報告書を提出する。

Q14 補助金の申請区分「1」と「2」の補助金交付日が別々の確定申告期間となっています。どのように報告すれば良いですか。

A14 それぞれの補助金交付日ごとに報告を行ってください。確定申告期間が複数あるので報告は2件作成し、2件目作成後に一緒に提出してください。

（例）令和6年11月に申請区分「1」の交付を受け、令和7年1月に申請区分「2」の交付を受けた事業者（12月決算法人、納税義務あり）の場合

- ・令和6年12月の決算後、令和6年度の消費税及び地方消費税の確定申告を所管税務署に行う。（申請区分「1」の分）
- ・令和7年12月の決算後、令和7年度の消費税及び地方消費税の確定申告を所管税務署に行う。（申請区分「2」の分）
- ・2か年分の内容が確定した時点でまとめて県へ仕入控除税額報告書を提出してください。

3. 報告書（様式第3号）の記入方法について

Q15 報告書を作成するにあたり準備する書類は何ですか。（添付書類は何か必要ですか。）

A15 （返還額なしの場合）

- ・ 申告義務なしの場合： 様式第3号のみ
- ・ 簡易課税の場合： 様式第3号、消費税確定申告書（簡易課税）の写し
- ・ 2割特例適用の場合： 様式第3号、消費税確定申告書（2割特例適用）の写し
- ・ 公益法人等の場合： 様式第3号、消費税確定申告書の写し、
特定収入割合計算表

- ・ 個別対応で「非課税売上のみに要する」場合：様式第3号、消費税の確定申告書第一表及び課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書(付表 2-〇：確定申告の種類により〇は異なります。)の写し
(返還額有りの場合)
- ・ 様式第3号、消費税の確定申告書第一表及び課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書(付表 2-〇：確定申告の種類により〇は異なります。)の写し
返還額の算出資料(任意様式)

Q16 法人内に複数の施設がありますが、法人として1枚の報告書にまとめて報告して良いですか。

A16 法人内に複数の施設がある場合は、様式第3号(複数施設・申請一括報告用)を使用して2枚目の別紙に各施設の内容を記入してください。

Q17 複数施設一括申請で報告しますが、施設が70箇所あり、別紙が不足します。

A17 お手数をおかけしますが、秋田県医務薬事課電子処方箋補助金担当までご連絡をお願いします。(TEL:018-860-1407、E-Mail:denshi-yakuji@mail2.pref.akita.jp)

Q18 令和6年度の補助金交付を受け、再開された令和7年度の補助金も申請する予定です。仕入控除税額の報告は合算して行っても良いですか。

A18 令和6年度補助金と令和7年度補助金の事業は別々のもので、県が厚生労働省に提出する各種報告(仕入控除税額を含む)も別々で行います。このため、令和6年度補助金と令和7年度補助金に関する仕入控除税額の報告は合算せずに、別々で報告してください。

(以 上)